令和８・９年度（定期審査）

建設工事一般競争（指名競争）入札
参加資格審査申請書作成の手引

京　都　府　木　津　川　市

は　じ　め　に

木津川市の建設工事一般競争（指名競争）入札に参加するには、建設工事競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

木津川市では、平成１９年木津川市規則第１０８号で建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について規定しています。建設工事競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ申請してください。

市内業者（木津川市内に主たる営業所（本店）を有する法人又は営業拠点を有する個人のうち、木津川市内で営業の実態があるものをいう。以下同じ。）の方については、次頁の「市内業者の皆さまへ重要なお知らせ」をご覧ください。

※説明

市内業者として認定されるためには、以下の全てを満たしている必要があります。

①法人にあっては、登記上の本店が市内にあること。

②建設業法上の主たる営業所が市内にあること。

③木津川市税完納証明書が交付されること。

なお、申請書の有効期間は２年です。今回申請された方の次回申請は令和１０年２月となります。

申　請　の　手　続　き

１　申請のできる者

建設工事競争入札参加資格審査を申請できる者は、次のア～クのいずれにも該当しない者で、かつ、建設工事競争入札参加資格審査の申請を行うときまでに、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に定める経営に関する事項の審査（※）を受けた者でなければなりません。

※　経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書等」という。）の審査基準日及び審査結果通知日が令和６年７月１日から令和８年１月３１日までのもので、かつ、令和８年１月３１日時点で最新の経営事項審査（以下「経審」という。）である必要があります。

※　許可行政庁に総合評定値（Ｐ）を請求していることを、建設工事競争入札参加資格審査の条件とします。

ア　建設業法第３条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　木津川市暴力団排除条例（平成２４年木津川市条例第３６号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者

エ　資格審査申請書を提出するときに、国税及び地方税等を滞納している者

オ　資格審査申請書を提出するときまでに、市が発注した建設工事等に関する債務を履行していない者

カ　経営事項審査結果通知書等の審査基準日及び審査結果通知日が令和６年７月１日から令和８年１月３１日までのもので、かつ、令和８年１月３１日時点で最新のもの（再審査を含む。）の審査対象に選択した直前２年又は３年の営業年度に完成工事高のない者

キ　建設業法第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

ク　資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

※市内業者の皆さまへ重要なお知らせ

１．　市内業者の方につきましては、毎年、最新の経営事項審査結果通知書等の提出が必要となります。そのため、中間年である令和７年２月及び令和７年８月（８月は臨時受付）に提出された経営事項審査結果通知書等の審査基準日及び審査結果通知日が、令和６年７月１日から令和８年１月３１日までであったとしても、再度、最新のものを提出してください。

受付時に最新の経営事項審査結果通知書等（前年の審査資格に添付した通知書は不可）が必要となりますので、決算後は速やかに手続きを行う等、必ず、受付期間（令和８年２月２日～３月２日）に提出できるようご準備ください。

２．　指名願いの詳細につきましては、本手引のとおりです。ただし、市内業者であっても木津川市内に主たる営業拠点を開設し、資格審査基準日（２月１日）より起算し、１年未満である市内業者については総合点の付与はできません。また、１年以上経過している場合であっても、経過後において競争入札参加資格審査が初年度（臨時受付の場合を含む。）に該当する場合は総合点の付与は行いませんのでご注意ください。また、令和６年２月の受付以降に初めて競争入札参加資格審査申請書を提出し、認定された市内業者については、２年間、総合点の付与に上限を設けています。詳しくは市ホームページよりご確認ください。

市ＨＰ：ホーム ＞ 事業者向け ＞ 入札・契約情報 ＞ 工事種別の総合点算出基準

＞ 工事種別の総合点算出基準（令和８年度）

２　申請書の提出方法、時期及び提出先

提出書類チェックリスト（申請者用）で、書類に不備がないか確認のうえ、提出してください。

１　申請期間	令和８年２月２日（月）から同年３月２日（月）午後５時（必着）まで。 （ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
２　申請方法	郵送により提出してください。（持参による受付はいたしません。） ただし、市内業者は、持参による提出（平日９：00～11：30、13:00～17：00）も可としますが、この場合も受理・不受理票は即日交付しませんので、なるべく郵送により提出してください。 **【注意事項】** ①　令和８年３月２日（月）午後５時までに指導検査課へ必着のこと。 ②　申請書は、ＪＩＳ-Ａ４サイズの申請書が折らずに入る大きさの封筒に入れ、封筒の表左下に「資格審査申請書（建設工事）」と朱書きして、配達の記録が残る方法（例：簡易書留、レターパック）で郵送してください。 （市内業者が持参提出する場合も封筒に入れてください。） ③　申請書類の記載内容に不備や誤記等がなく、かつ、期日までに届いた申請書については受理票を交付します。 記載内容に不備や誤記等がある場合や受付期間を過ぎている場合は、不受理票を郵送します。 つきましては、受理票又は不受理票を送付する定形封筒（返信先の住所・氏名を記入し１１０円切手を貼付したもの）を同封してください。
３　郵送先及び提出先	**郵送先**：〒６１９－０２８６（個別郵便番号につき住所の記載は不要） 木津川市役所 総務部指導検査課 宛 持参提出の場合（市内業者のみ）：木津川市役所４階　総務部指導検査課
４　提出部数等	書類のサイズはＡ４版として１部提出してください。 提出書類は１～15までをその順序で一括し、左綴じ（２か所ホッチキス止め）としてください。提出書類が厚い場合は紐綴じしてください。 ※ 16 受付票・17 返信用封筒は、綴じ込まないで提出してください。

※　行政書士が申請書を作成した場合は、申請書第１号様式（１－１）の欄外に連絡先を記載してください。

※　複数の申請書を１通にまとめて郵送することも可としますが、申請書ごとに封筒に入れてください。また、受付票及び返信用封筒も申請件数分を同封してください。

ただし、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品及び役務の供給の各申請は１者１申請です。

※　不受理票には、不受理となった事由を簡潔に表示してありますので、申請者は所要の補正を受付期間内に行ってください。

この補正手続を行わないと建設工事競争入札参加資格の認定はできなくなります。

※ 申請書類郵送後１０日を過ぎても受理又は不受理の連絡がない場合は、指導検査課（電話0774-75-1224）まで、お問合せください。（平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

3　提出書類等

（1）　提出書類

① 建設工事競争入札参加資格審査申請書（提出書類１・２）及び添付書類（提出書類３から 15）

② 競争入札参加資格審査申請受付票　（提出書類 16）

③ 受理・不受理票返信用封筒（提出書類 17）

※ 申請書類に不足、不備がある場合は受付できません。

提　出　書　類		様式等	説　　明
1から15までをその順序で一括綴じ	1 建設工事競争入札参加資格審査申請書	木津川市様式（第１号様式1-1）	第１号様式の申請書に基づき全ての項目を記入し、代表者印を押印してください。
	2 建設工事競争入札参加資格審査申請書	木津川市様式（第１号様式1-2）	該当箇所に○を記入し、希望業種のみ記入して許可年月日、完成工事高を記入してください。
	3 営業所一覧表	木津川市様式（第２号様式）	本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入すること。
	4 建設業許可通知書	写し	建設業許可通知書の写し。（許可証明書でも可。ただし、発行後３か月以内のものに限る。） 許可の有効期間が経過していて、現在更新申請中の場合はその許可申請書の写しを添付のこと。
	5 登記事項証明書	法人のみ 写し可	発行後３か月以内のもの 履歴事項又は現在事項全部証明書を提出してください。
	6 木津川市税完納証明書	該当者のみ 写し可	発行後３か月以内のもの 市税完納証明書を提出してください。
	7 京都府税納税証明書	該当者のみ 写し可	発行後３か月以内のもの 納税証明書（「府税について滞納がないこと。」の証明）を提出してください。
	8 消費税及び地方消費税の納税証明書（申告している税務署）	写し可	発行後３か月以内のもの 法人及び個人とも次のいずれかの様式の証明書を提出してください。（下記以外の様式（「その１」や「その３」等）は不可） なお、免税業者の方も次の様式の納税証明書は

			発行されますので提出してください。 法人：様式「その３の３」（法人税と消費税及び地方消費税の証明） 個人：様式「その３の２」（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明）
1から15までをその順序で一括綴じ	9 経営事項審査結果通知書等	写し可	経営事項審査結果通知書等（総合評点値（Ｐ）及び完成工事高のあるもの）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日が、令和６年７月１日から令和８年１月３１日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、令和８年１月３１日時点で最新のものを提出してください。
	10 技術職員名簿 ※「経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し」は、市内業者・市外業者を問わず、提出が必要です。ご注意ください。	技術職員名簿の写し 木津川市様式 （第３号様式3-1 3-2）	市内業者：上記の添付書類９に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し及び申請時点における技術職員名簿を第３号様式（３－１）により提出してください。 なお、第３号様式（３－１）で、技術職員名簿の写しに記載のない技術者（実務経験による場合（建設業法第７条第２号イ、ロ該当））を記載する場合は、実務経験証明書を第３号様式（３－２）により提出してください。 また、技術職員の資格者証及び、雇用関係を証明できるもの（所属会社が判断できるもの）の写しを添付してください。 市外業者：上記の添付書類９に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しを提出してください。
	11 １級又は２級舗装施工管理技術者資格者証の写し	該当者のみ （市外業者は不要）	【市内業者のみ提出】 舗装工事の資格審査を申請する者で、１級又は２級舗装施工管理技術者がいる場合は、(一社)日本道路建設業協会発行の資格者証(表面)の写しを提出してください。

1から15までをその順序で一括綴じ			
	12 監理技術者名簿 監理技術者資格者証等の写し	該当者のみ （第４号様式） （市外業者は不要）	【市内業者のみ提出】 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の資格審査を申請する者で、かつ、特定建設業の許可を有する者は、監理技術者名簿及び監理技術者資格者証の写し（表・裏共）を提出してください。
	13 ＩＳＯ認証取得証	該当者のみ （市外業者は不要）	【市内業者のみ提出】 品質保証（ISO9001）及び環境管理（ISO14001）の認証を取得されている方は取得証の写しを提出してください。
	14 障害者雇用状況報告書	該当者のみ （第５号様式） （市外業者は不要）	【市内業者のみ提出】 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に係る報告義務がある場合（従業員40人以上の事業者）は公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。また、法定外で障がい者を雇用されている場合は、障がい者雇用の証明書（第５号様式）を提出してください。 ただし、10 技術職員名簿に記載のない方は、雇用関係を証明できるもの（所属会社が判断できるもの）の写しを添付してください。
	15 年間委任状	該当者のみ （第６号様式）	入札、契約の締結等の権限を、資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は提出してください。
別葉で提出	16 競争入札参加資格審査申請受付票	木津川市様式	商号又は名称及び代表者氏名は、申請者で記入してください。（受任者名は不可）
	17 受理・不受理票返信用封筒	定形封筒	返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、１１０円切手を貼付してください。 **（市内業者が持参提出される場合も必要です。）**

※　上記添付書類のうち、「３ 営業所一覧表」については、必要事項が記載されているものであれば、他の発注機関へ提出されている書式を用いても差し支えありません。

※　コピーで提出の証明書などは、文字及び印影が明瞭なものであること。

添付書類を提出できないときは、事実が確認できないため、受付できません。

《申請書及び添付書類の編さん方法》

提出書類は１～15までをその順序で一括し、左綴じ（２か所ホッチキス止め）としてください。

提出書類が厚い場合は紐綴じしてください。

なお、必要書類以外は綴じ込まないでください。

(2)　申請書の記載事項を証明する資料の提出について

申請書等の記載事項について、審査に必要のあるときは、記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。この場合、その資料が提出できないときは、事実が確認できないものとして処理します。

(3)　年間委任状について

支店長、営業所長等に対して、入札、契約等の権限委任を希望する場合は、年間委任状を提出してください。なお、委任期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

(4)　提出書類チェックリスト（申請者用）について

申請する前に、提出書類がそろっているかどうかをチェックリストにより再度確認し、必ず「無」に〇がないことを確認してください。

4　その他

その他、不明な点等があれば、以下までお問合せください。

木津川市役所　総務部　指導検査課
電　　話：０７７４－７５－１２２４（直通）
（平日 8:30～12:00、13:00～17:15）
ＦＡＸ：０７７４－７２－８３８２
e-mail: shido@city.kizugawa.lg.jp

※ 申 請 書 の 書 き 方

１．建設工事競争入札参加資格審査申請書（１－１）

木津川市様式（第１号様式）を使用してください。

（１）代表者氏名

代表取締役が２名以上ある法人の場合、建設業の許可上の代表者氏名を記入してください。

（２）代表者の押印について

- **法人の場合**

＊「社名入り代表者印」又は「社印（角印）＋社名のない代表者印（丸印）」を押印してください。

＊ 使用する印鑑は、実印以外（契約印）でも可（以降の提出書類についても同じ。）

- **個人の場合**

＊「代表者印」（実印以外でも可）を押印してください。ただし、シャチハタやいわゆる“三文判”は不可とします（印鑑証明書の提出は不要です。）。

（３）主たる営業所の所在地

建設業許可上の主たる営業所の所在地を記入してください。

（４）電話/Fax 番号（支店・営業所の電話番号も同様。）

市外局番、局番、番号をハイフンで区切って左詰めで記入してください。

（５）法人・個人の区分

法人又は個人のいずれかを〇で囲んでください。

（６）商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地等が、提出書類の経営事項審査結果通知書等の内容と異なる場合には、その理由を簡潔に申請書の最下部の欄外に記載してください。

（７）建設業の許可番号

大臣知事コードについては国土交通大臣許可であれば「００（ゼロゼロ）」を、京都府知事許可であれば「２６」を記入してください。

国土交通大臣許可であれば大臣のところを〇で囲み、京都府知事許可であれば（ ）内に「京都府」と記入してください。

許可区分については、一般建設業のみの場合は「般」を、特定建設業のみの場合は「特」を、一般及び特定建設業のいずれもある場合は「般特」を〇で囲んでください。

許可年度については、建設工事競争入札参加資格審査申請時点で有効な許可が複数ある場合は、最も古い年度の数字を和暦で記入してください（例えば、令和３年度であれば、「０３」を記入します。）。

許可年度及び番号の数字については、右詰めで記入し、左余白には「０（ゼロ）」を記入してください。

（８）受任者の設置等、契約の締結等の権限を建設工事競争入札参加資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は、代理人氏名等の欄に記入してください。（併せて年間委任状を提出してください。）

ただし、委任する支店等が入札参加を希望する業種の建設業許可を有していることが必要です。

（９）企業分類、総職員数及び資本金

個人の場合は、令和８年２月１日現在の総職員数（建設業に従事する職員と兼業事業に従事する使用人の合計）を記入してください。（企業分類・資本金の記載は不要。）

法人の場合は、令和８年２月１日現在の総職員数及び資本金を記入し、「資本金が３億円超」かつ「総職員数が３００人超」の場合は企業分類「大」を、それ以外の場合は企業分類「中小」を〇で囲んでてください。

(10) 経営事項審査基準日及び経営事項審査結果通知日

経営事項審査結果通知書等に記載されている審査基準日と審査結果通知日を記載してください。なお、審査基準日及び審査結果通知日が令和６年７月１日から令和８年１月３１日のもので、かつ、その審査結果通知日が、令和８年１月３１日時点で最新の日付を記入してください。

(11) ＩＳＯ認証取得証の写し及び障がい者雇用の証明書等の提出（市内業者のみ）

市内業者の方で、ＩＳＯ認証取得証の写し及び障がい者雇用の証明書等の提出がある場合には、それぞれ〇印を記入してください。

２．建設工事競争入札参加資格審査申請書（１－２）

（１）許可を受けている建設業の種類

許可を受けている全ての建設業の種類について、一般建設業、特定建設業に区分して、それぞれ該当するところに〇印を記入してください。

（２）経営事項審査を受けている建設業の種類

提出書類の経営事項審査結果通知書等に基づき、経営事項審査を受けているものに〇印を記入してください。

（３）入札を希望する建設工事の種類

建設業の種類ごとに、次の１から３の要件を全て満たしているもので、入札参加を希望するものに〇印を記入してください。なお、要件を全て満たしていない場合は、入札参加を希望することはできません。

※「とび・土工・コンクリート工事」を希望する場合については、法面処理工事、交通安全施設工事、その他のとび・土工・コンクリート工事の内訳までは求めませんが、以下の要件に当てはまるもののみを希望してください。

要件 1　建設業の**許可を受けていること** 2　審査基準日及び審査結果通知日が、令和６年７月１日から令和８年１月３１日の間にある**経営事項審査を受けていること** 3　要件２の経営事項審査のうち、令和８年１月３１日時点で最新のものの審査対象に選択した直前２年又は３年の営業年度に完成工事高があること

例えば、建設工事の種類のうちで、経営事項審査を受けていないもの及び完成工事高（２年又は３年平均）がないものは、入札参加を希望することはできませんので、○印を記入できません（記入しても無効となります。）。

また、資格有効期間内に新たな経営事項審査を受け、資格を持っている業種の完成工事高が０になった場合は、当該業種の資格は喪失しますので、ご注意ください。

なお、年間委任先がある場合は、委任先の支店等が許可を受けた業種以外は入札参加を希望することはできません。

（４）許可年月日

入札参加を希望するものについてのみ、許可年月日を記入してください。年については、和暦で記入してください。

（５）許可更新手続

建設工事競争入札参加資格審査申請時点で許可更新中の場合は、従前の許可年月日を記入し「許可更新手続」の欄に○を記入してください。

（６）２年又は３年平均完成工事高

経営事項審査結果通知書等に記載された「２年又は３年平均完成工事高」を希望業種の欄に記入してください。

３．営業所一覧表

（１）名称

本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入してください。

（２）許可を受けている建設業

建設工事競争入札参加資格審査申請書（１－２）の「建設業の種類（建設工事の種類）」

の（ ）内に記載された略号を記入してください。

（３）主たる営業所

主たる営業所として建設業の許可を受けているもの（原則として本店）を記入してください。

（４）その他の営業所

- 記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。ただし、必要事項が記載されていれば、他の様式（例：建設業許可申請書の別表など）でも可とします。
- 年間委任先として届け出る支店等がある場合は、アンダーラインを入れる等分かりやすく記入してください。

４．建設業許可通知書

建設業許可通知書の写しを提出してください。

ただし、許可の有効期限が経過していて、現在「更新申請中」の場合はその許可申請書の写しを添付してください。

なお、発行後３か月以内のものであれば、建設業許可証明書でも可とします。

５．登記事項証明書　（法人の場合のみ）

発行後３か月以内の履歴事項又は現在事項全部証明書の原本、又は原本の写しを提出してください。

６．木津川市税完納証明書

（１）市内業者の方は、木津川市役所税務課収納係、加茂支所（市民課加茂市民福祉係）、又は山城支所（市民課山城市民福祉係）で市税完納証明書の交付を受けて提出（写し可）してください。

ただし、法人の場合は木津川市役所税務課収納係以外では交付を受けることができませんのでご注意ください。

交付を受ける際には、本人確認ができるもの（運転免許証等）及び交付手数料（１通３００円）を持参してください。

（２）市税完納証明書は、発行後３か月以内の原本、又は原本の写しを提出してください。

（３）市税完納証明書の請求者が納税義務者（法人の場合は代表者）でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口に持参して証明を受けてください。

７．京都府税納税証明書

（１）京都府内に主たる営業所を有する業者の方、又は京都府内に営業所等を置き、入札・契約等に関わる権限を委任される業者の方（いずれも市内業者を除く。）は、納税証明書（「府税について滞納がないこと。」の証明）を京都府庁総務部税務課、府税事務所、府税出張所、又は京都府広域振興局税務課で交付を受けてください。

（２）発行後３か月以内の原本、又は原本の写しを提出してください。（文字及び印影の鮮明なもの。）

８．消費税及び地方消費税の納税証明書

（１）消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、申告している税務署で受けてください。

（２）様式「その３の２」（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明）、又は様式「その３の３」（法人税と消費税及び地方消費税の証明）は、税務署で入手してください。納税証明書は、オンライン請求することも可能です。詳細は、国税庁の以下のＵＲＬ又はＱＲコードからご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

これ以外の様式（「その１」や「その３」等）は認められませんのでご注意ください。

（３）発行後３か月以内の原本、又は原本の写しを提出してください。（文字及び印影の鮮明なものを提出してください。）

また、電子証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。

９．経営事項審査結果通知書等の写し

経営事項審査結果通知書等（総合評点値（Ｐ）のあるもの）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日が、令和６年７月１日から令和８年１月３１日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、令和８年１月３１日時点で最新のものを提出してください。

10．技術職員名簿の写し

（１）市内業者の方は、上記の添付書類９に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し及び申請時点における技術職員名簿を第３号様式（３－１）により、

別紙の記載要領に基づいて提出してください。なお、記載する有資格区分コードは経営事項審査申請書（副本）に添付する技術職員名簿に記載の有資格区分コード表と一致させてください。木津川市に提出していただく技術職員名簿（第３号様式（３－１）は、２業種に限らずに技術者資格を全て記載してください。実務経験による場合（建設業法第７条第２号イ、ロ該当）は実務経験担当コードも全て記載してください。

また、技術職員の資格者証及び所属会社が判断できるものの写しを添付してください。

なお、第３号様式（３－１）で、上記の添付書類９に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しに記載のない技術者（実務経験による場合（建設業法第７条第２号イ、ロ該当））を記載する場合は、実務経験証明書（第３号様式（３－２））及び雇用関係を証明できるもの（所属会社が判断できるもの）の写しを添付してください。

（２）市外業者の方は、上記の添付書類９に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しを提出してください。なお、必要な事項が記載されていれば、他の発注機関へ提出する様式も可とします。

11. １級又は２級舗装施工管理技術者資格者証の写し（市内業者のみ）

市内業者の方のうち、舗装工事を申請される方で、１級又は２級舗装施工管理技術者がいる場合は、（一社）日本道路建設業協会発行の資格者証(表面)の写しを提出してください。

12. 監理技術者名簿（市内業者のみ）

（１）市内業者の方のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の７業種を申請される方で、特定建設業の許可を有する方は、監理技術者名簿を第４号様式により、提出してください。

（２）監理技術者名簿は、資格を有する者全員について記入してください。なお、指定建設業の種類については、その者が有する資格に該当する部分を明示（〇印、網掛け等）してください。

（３）資格の確認できる書類として、監理技術者資格者証の写し（表・裏共）を併せて添付してください。

13. ＩＳＯ認証取得証（市内業者のみ）

市内業者の方で、品質保証（ISO9001）及び環境管理（ISO14001）の認証を取得されている方は取得証の写しを提出してください。

14. 障害者雇用状況報告書（市内業者のみ）

市内業者の方で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第７項に係る報告義務がある場合（従業員４０人以上の事業者）は主たる営業所等を管轄する公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

また、法定外で障がい者を雇用されている場合は、障がい者雇用の証明書に雇用している障がい者全員の身体障害者手帳の写しを添付して提出してください。

ただし、10．技術職員名簿に記載のない方は、雇用関係の証明できるもの（所属会社が判断できるもの）の写しを添付してください。

15. 年間委任状

入札、契約の締結等の権限を、資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は、年間委任状を提出してください。

委任期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

なお、委任先の支店等が許可を受けた業種以外は委任できません。

16. 競争入札参加資格審査申請受付票

資格審査申請書類の記載内容に不備や誤記等がなく、かつ、期日までに届いた申請書については申請受付受理票を交付しますので、資格審査申請者の「１　商号又は名称」及び「２　代表者氏名」を記入し提出してください。

なお、年間委任状を提出された場合でも、「１　商号又は名称」及び「２　代表者氏名」は受任者名では記入しないでください。

また、申請書には綴じ込まないでください。

17. 受理・不受理票返信用封筒

受理票、又は不受理票を返送しますので、定形封筒に住所・氏名・郵便番号を明記し、１１０円切手を貼付し提出してください。

なお、切手が貼付されていない場合は、受取人払い郵便で送付します。

※ 申 請 後 の 注 意 事 項

１．参加資格の有効期間

建設工事競争入札参加資格の有効期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

２．審査結果の通知

競争入札参加資格審査申請受付受理票を交付したもののうち、審査のうえ､資格を与えたものは名簿に登載し、木津川市ホームページに掲載します。（別途通知は行いません。）

３．次回の申請時期

次回の令和１０・１１年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の定期受付は、令和１０年２月を予定しています。

詳細については、令和９年１２月に木津川市ホームページに掲載予定です。

※ 市 内 業 者 の 皆 さ ま へ（申請後）

市内業者の方につきましては、毎年、経営事項審査結果通知書等や技術者名簿等の資格確認書類の提出が必要となります。そのため、中間年である令和９年２月１日（月）～３月１日（月）においても、資格確認書類の提出が必要となり、提出がない場合、参加資格は喪失することとなりますので十分ご注意ください。

資格確認書類等の詳細については、別途お知らせしますが、受付時に最新の経営事項審査結果通知書等（前回の審査資格に添付した通知書は不可）が必要となりますので、決算後は速やかに手続きを行う等、必ず、受付期間内（令和９年２月１日（月）～３月１日（月））に提出できるようご準備ください。

４．申請書記載事項の変更

建設工事競争入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、速やかに指導検査課へ「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

※　令和８年度中は入札を希望する建設工事の種類の追加はできませんので、次回定期審査（令和１０年２月）の申請時に登録を希望してください。（年度途中での追加登録はできません。）

ただし、削除については変更届を提出してください。

変更事項	添付書類	
	個　人	法　人
商号又は名称 主たる営業所の所在地		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
法人の資本金額、出資総額		履歴事項全部証明書（写し）
代表者		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
建設業許可番号 許可年月日、許可業種	許可通知書（写し） 又は許可証明書	許可通知書（写し） 又は許可証明書
支店・営業所等の所在地、名称、受任者の職氏名（年間委任状提出者のみ）		年間委任状
電話番号又はＦＡＸ番号		
技術者登録追加又は削除 （市内業者のみ。追加の場合は、３か月以上の継続的雇用が必要）	追加：資格者証等の写し及び雇用関係を証する書類 削除：不要	追加：資格者証等の写し及び雇用関係を証する書類 削除：不要

５．建設工事競争入札参加資格の承継

建設工事競争入札参加資格を持つ者が、次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望する場合は、速やかに「競争入札参加資格承継申請書」を提出してください。

申請がない場合は、資格を失います。

添付書類等の詳細は、指導検査課へお問合せください。

事　　例	承継できる者
建設業者が死亡したとき	相続人
個人が法人を設立したとき	設立された法人
建設業者が老齢又は疾病のために建設業に従事できなくなったとき	生計を一にする同居の親族
企業組合又は協同組合が解散し、直ちに法人を設立したとき	設立された法人
有資格業者である２人以上の個人が法人を設立したとき	設立された法人
法人が合併したとき	合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
個人又は法人が中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく企業組合又は事業協同組合を設立したとき	設立された組合
中小企業等協同組合法に基づく企業組合又は協同組合が解散し、直ちに法人を設立したとき	設立された法人
個人又は法人が営業の全部を譲渡したとき	営業の全部を譲り受けた個人又は法人
法人が営業の全部を分割したとき	その営業の全部を承継した法人